

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え児童生徒数は2.1倍に増加している。また通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

記

1. 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。

2. 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。

3. 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。

4. 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取り組みを促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援。

5. 特別支援教育デジタル支援員(仮称)の配置

GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員(仮称)の配置への支援。

6. 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は 87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援。併せて、特別免許状についても強力で推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：財務大臣、文部科学大臣 】

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書（案）

抗生物質などの現行の抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性（AMR）を持つ細菌の発生により、医療機関において患者への適切な治療や手術時の感染予防などが困難となるサイレントパンデミック（薬剤耐性菌感染症）が世界的に発生している。

この薬剤耐性菌の影響について英政府支援のもとで進められた「AMR に関する影響評価」では、2050 年には年間 1000 万人以上の死亡者数が予測されている中で、出来る限り早い段階での薬剤耐性菌による感染症の蔓延を防止する体制を整えることが必要である。

ここで、最も重要な新規抗菌薬について、難易度が非常に高く、多額の開発費用を要するだけでなく、将来的な感染動向の予測も出来ない上、抗菌薬の特性から投与期間が短いことなど、開発投資の回収を見通せないことから、その開発から撤退する企業が相次いでいる。

このような背景の下、AMR に効果がある新規抗菌薬開発を支援する動きが各国で活発になっており、G7 首脳会議や保健財務大臣会合で市場インセンティブが具体的に検討されている中で、我が国においても抗菌薬確保支援事業によりその検討を開始した。

そこでこの際に、地域社会の危機管理と安全保障の視点から、薬剤耐性対策を国家戦略として、その感染予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：厚生労働大臣 】

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしています。これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5 類移行後におけるワクチン

接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。
6. 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：立憲民主党 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策及び男女共同参画） 】

保育士配置の充実等を求める意見書（案）

保育士は多忙で過重な労働環境にあり、保育所等において子どもたちが死傷する痛ましい事案も発生しています。国が定める現行の保育士の配置基準では、子どもたちの命や安全を守ることはできないといった声も上がっており、保育士の配置の充実、増員が望まれています。

こうした、保育の現場における人手不足の深刻な状況に鑑み、保育士配置の充実、増員とともに、保育士等の基本給のベースアップ等の処遇改善に対しても早急に対応策を講じる必要があります。

よって本議会は、子どもたちに安心・安全で質の高い保育を提供するため、政府に対し、次の項目について早急な実施を求めます。

記

1. 保育士の配置基準を見直し、保育士を増員させること。
2. 保育士等の基本給のベースアップ等、処遇改善に必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：立憲民主党 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、
内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（少子化対策） 】

給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書（案）

文部科学省が 2023 年 4 月に公表した教員の勤務実態調査によると、国が定めた上限を超える残業をしていた教員の割合が小学校で 64.5%、中学校で 77.1%となり、中学校教諭の 36.6%が過労死ラインを超えて働いているなど、依然として過酷な労働環境に置かれている教員の割合が高いことがわかりました。

また、休職者の増加や教職希望者の減少などにより、深刻な教員不足に陥っています。

1971 年に制定された給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)では、教員の職務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額 の 4%を「教職調整額」として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。

実質的には調整額相当を超える以上の残業をしているにもかかわらず、時間外勤務手当が支給されていないことから、「定額働かせ放題」とも言われている実態があります。

永岡桂子文部科学大臣は 2023 年 5 月、中央教育審議会に、教員の処遇改善や働き方改革、学校の体制充実について諮問しましたが、教職調整額の増額だけの対応にとどまることなく、教職員が一人ひとりの子どもにゆっくり向き合うために、給特法の廃止、適正な時間外勤務手当の支給、教職員の業務削減、教職員定数の改善、勤務間インターバルの導入、学校教育を支える専門家・ボランティアの充実といった働き方改革が行われるよう、政府に求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：立憲民主党 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣 】

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

第8波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は、市民の生活を圧迫し、町内の中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の「消費購買力」を引き上げること、そのためにも「賃金の底上げ」を図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっています。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1072円、福岡県では900円、最も低い県では853円に過ぎません。毎日8時間働いても年収150万から190万円であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできません。地域別であるがゆえに、福岡県と東京都では、同じ仕事でも時給で172円もの格差がある。この地域間格差は、15年で2倍に広がっています。

日本の最低賃金は、地域別であることから、海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制をとっています。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えています。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要があります。

よって、飯塚市議会は、国会及び政府が、労働者の生活と労働力の質、消費購買

力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げを行うことを強く要望します。

記

1. 最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 労働者の生活を支えるため、最低賃金 1500 円以上をめざすこと。
3. 最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出者：川上直喜 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 】